

件名	認可保育所への直接契約の導入と最低基準の廃止・見直しに関する陳情			
提出者 住所氏名	墨田区墨田四丁目2番7号 すみだの保育を考えるネットワーク 代表 赤津千晶			
受理年月日	平成20年9月4日	受理番号	第14号	
<p>要旨</p> <p>下記事項について、国に対し、意見書を提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認可保育所への直接契約の導入を行わないでください。 2 認可保育所の最低基準の廃止・見直しを行わないでください。 <p>(理由)</p> <p>少子化対策に重点がおかれ、様々な施策が展開されておりますが、出生率の増加に至らず、保育所の待機児は増え続けています。また、格差と貧困が大きな問題となる中で、日本の「子どもの貧困率」は、OECD(経済協力開発機構)25か国中、ワースト10位で、子どもに関する公的支出は先進国で最低レベルです。墨田区が少子化や待機児対策にいろいろ努力をされても、国の予算や施策が貧しければ少子化も待機児童も解消できません。しかし、国は保育施策を拡充するどころか改悪しようとしています。</p> <p>第1は、認可保育所に対する直接契約の導入です。厚生労働省の社会保障審議会・少子化対策特別部会は5月20日、「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」を取りまとめ、国と自治体の責任を基本とする現行の保育制度を否定して直接入所契約導入を打ち出しました。同時期に、地方分権改革推進委員会も「直接入所方式の採用についての総合的な検討に着手し、平成20年中に結論を得る」としました。直接契約が導入されれば、事業者が入所に際し、子どもを選択できるようになり、真に保育が必要な子どもが排除されることが考えられ、すべての子どもたちの等しく保育を受ける権利が脅かされることが懸念されます。</p> <p>第2は、保育所の施設整備・運営基準等の最低基準の廃止・見直しです。5月19日、舛添厚生労働大臣、町村官房長官、増田総務大臣が、地方分権改革を巡って折衝を行い、全国一律の認可保育所の最低基準を、目安となる「標準的な基準」にするよう見直し、市町村ごとに条例で独自基準を設定できるよう検討すると表明しました。最低基準はナショナルミニマムとして保育の諸条件を支えてきたものであり、その放棄は、保育の地域間格差を広げることに繋がります。</p> <p>この間、国は保育・子育て施策の必要性を主張しながら、実際には公立保育所運営費の一般財源化をはじめ、その責任を自治体に押し付けてきました。直接契約の導入や最低基準が廃止されれば、さらに国の保育予算が削られ、自治体の負担が増大する可能性が極めて高いと言わざるを得ません。子どもたちの健やかな発達を保障することは、国に課せられた責務です。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				